



# 島根県報

平成22年12月24日（金）

号外 第 207 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

しまね医学生特別奨学金貸与規則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	3
特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則の一部を改正する規則	（       "      ）	10
研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則	（       "      ）	16

## 公布された条例等のあらまし

### ◇しまね医学生特別奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第75号）

#### 1 規則の概要

- (1) 指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間が通算して1年以上となる場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めたときは、当該期間について返還債務の免除の条件である指定医療機関における業務従事の履行を猶予することができることとした。（第14条関係）
- (2) 被貸与者が、指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事しようとするときは、指定医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事する日の1月前までに知事に届出等を行わなければならないこととした。（第18条第1項・様式第11号・様式第12号関係）
- (3) 指定医療機関の長の指示により、被貸与者の従事の内容に変更があるときは、直ちに知事に届出等を行わなければならないこととした。（第18条第2項・様式第13号・様式第14号関係）
- (4) 指定医療機関以外の医療機関における被貸与者の従事が終了し、指定医療機関で従事を開始したときは、直ちに知事に報告しなければならないこととした。（第18条第3項・様式第15号関係）
- (5) その他規定の整備

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第76号）

#### 1 規則の概要

- (1) 指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間が通算して6月以上となる場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めたときは、当該期間について返還債務の免除の条件である指定医療機関の特定診療科における業務従事の履行を猶予することができることとした。（第14条関係）
- (2) 被貸与者が、指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事しようとするときは、指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事する日の1月前までに知事に届出等を行わなければならないこととした。（第18条第1項・様式第11号・様式第12号関係）
- (3) 指定医療機関の長の指示により、被貸与者の従事の内容に変更があるときは、直ちに知事に届出等を行わなければならないこととした。（第18条第2項・様式第13号・様式第14号関係）
- (4) 指定医療機関の特定診療科以外における被貸与者の従事が終了し、指定医療機関の特定診療科で従事を開始したときは、直ちに知事に報告しなければならないこととした。（第18条第4項・様式第15号関係）
- (5) その他規定の整備

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第77号）

#### 1 規則の概要

- (1) 臨床研修医に対する貸付金について、特定地域医療機関以外の指定医療機関において医師の業務に従事することについてやむを得ない事由があるとして知事が認めた場合における特定地域医療機関以外の指定医療機関（以下「特認指定医療機関」という。）において医師の業務に従事しようとする後期研修医についても、貸付けの対象とすることとした。（第3条関係）
- (2) 臨床研修医に対する貸付金について、臨床研修2年目の者に対する貸与の回数は1回とすることとした。（第5

条関係)

- (3) 臨床研修医に対する貸付金について、指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において後期研修を受ける期間（以下「指定医療機関以外後期研修期間」という。）が通算して6月以上となる場合であつて、やむを得ない事由があると知事が認めるときは、当該期間について返還債務の免除条件である指定医療機関における研修の履行を猶予することができることとした。（第14条第1項第1号関係）
- (4) 後期研修医に対する貸付金について、特定地域医療機関の長の指示により特定地域医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間がある場合であつて、やむを得ない事由があると知事が認めるときは、当該期間について返還債務の免除条件である特定地域医療機関における業務従事の履行を猶予することができることとした。（第14条第1項第2号関係）
- (5) 後期研修医に対する貸付金について、特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間をもって返還債務の免除の条件である特定地域医療機関（特認指定医療機関を含む。以下同じ。）における業務従事（以下「免除条件」という。）の履行期間を計算するものとする  
こととした。（第15条関係）
- (6) 臨床研修被貸与者が、指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関で後期研修を受けようとするときは、指定医療機関以外の医療機関で後期研修を受けようとする日の1月前までに知事に届出等を行わなければならないこととした。（第18条第1項・様式第11号・第12号関係）
- (7) 指定医療機関の長の指示により、臨床研修被貸与者の後期研修の内容に変更があるときは、直ちに知事に届出等を行わなければならないこととした。（第18条第2項・様式第13号・様式第14条関係）
- (8) 指定医療機関以外の医療機関における臨床研修被貸与者の後期研修が終了し、指定医療機関で後期研修を開始したときは、直ちに知事に報告しなければならないこととした。（第18条第3項・様式第15号関係）
- (9) 後期研修被貸与者が、特定地域医療機関の長の指示により特定地域医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事しようとするときは、特定地域医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事しようとする日の1月前までに知事に申請を行わなければならないこととした。（第19条第1項・様式第16号関係）
- (10) 特定地域医療機関の長の指示により、後期研修被貸与者の従事の内容に変更があるときは、直ちに知事に申請を行わなければならないこととした。（第19条第2項・様式第17号関係）
- (11) 特定地域医療機関以外における後期研修被貸与者の従事が終了し、特定地域医療機関で従事を開始したときは、直ちに知事に報告しなければならないこととした。（第19条第3項・様式第18号関係）
- (12) その他規定の整備

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規

## 則

しまね医学生特別奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第75号

しまね医学生特別奨学金貸与規則の一部を改正する規則

しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第5号中「その業務」を「指定医療機関において医師の業務」に改め、「期間」の次に「（指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間（以下「指定医療機関以外従事期間」

という。)が通算して1年以上となる場合であつて、指定医療機関以外従事期間が通算して1年以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めるときにおける当該1年以上となる期間(第14条第1項第1号において「1年以上の指定医療機関以外従事期間」という。)を含む。)を、「医師の業務に従事」の次に「(指定医療機関以外従事期間のうち通算して1年未満までの期間に限り、指定医療機関において医師の業務に従事したものとみなす。第14条第1項第1号において同じ。)」を加える。

第14条第1項中「事由が継続する期間」を「期間においては」に改め、同項第1号中「あるため」の次に「指定医療機関において」を、「期間」の次に「(1年以上の指定医療機関以外従事期間を含む。)」を加え、同項第2号中「とき。」を「ときにおける当該事由が継続する期間」に改める。

第17条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

本則に次の1条を加える。

(指定医療機関以外の医療機関における従事に係る届出等)

**第18条** 被貸与者が、指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事しようとするときは、指定医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事する日の1月前までにしまね医学生特別奨学金指定医療機関以外従事届出書(様式第11号)により知事に届け出なければならない。ただし、指定医療機関以外従事期間が通算して1年以上となる場合には、指定医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事する日の1月前までにしまね医学生特別奨学金指定医療機関以外従事申請書(様式第12号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 指定医療機関の長の指示により、被貸与者の従事の内容に変更があるときは、直ちにしまね医学生特別奨学金指定医療機関以外従事変更届出書(様式第13号)により知事に届け出なければならない。ただし、被貸与者の指定医療機関以外従事期間が通算して1年以上となる場合は、直ちにしまね医学生特別奨学金指定医療機関以外従事変更申請書(様式第14号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 指定医療機関以外の医療機関における被貸与者の従事が終了し、指定医療機関で従事を開始したときは、直ちにしまね医学生特別奨学金指定医療機関以外従事終了報告書(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

様式第10号の次に次の5様式を加える。

様式第11号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ④  
決定番号 ー

## しまね医学生特別奨学金指定医療機関以外従事届出書

下記のとおり、指定医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事することを指示されたので、しまね医学生特別奨学金貸与規則第18条第1項の規定により届け出ます。

## 記

医療機関の住所及び名称	住所 名称
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ④

様式第12号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ㊟  
決定番号 ー

## しまね医学生特別奨学金指定医療機関以外従事申請書

下記のとおり、指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間が通算して1年以上となるため、しまね医学生特別奨学金貸与規則第18条第1項ただし書の規定により承認の申請をします。

## 記

医療機関の住所及び名称	住所 名称
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

様式第13号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ㊟  
決定番号 ー

## しまね医学生特別奨学金指定医療機関以外従事変更届出書

下記のとおり、従事内容の変更を指示されたので、しまね医学生特別奨学金貸与規則第18条第2項の規定により届け出ます。

## 記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
従 事 期 間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

## 様式第14号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ㊟  
決定番号 ー

## しまね医学生特別奨学金指定医療機関以外従事変更申請書

下記のとおり、従事内容の変更の指示をされ、指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間が通算して1年以上となるため、しまね医学生特別奨学金貸与規則第18条第2項ただし書の規定により承認の申請をします。

## 記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
従 事 期 間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟



様式第15号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

## しまね医学生特別奨学金指定医療機関以外従事終了報告書

下記のとおり、指定医療機関以外の医療機関における従事が終了し、指定医療機関で従事を開始したので、しまね医学生特別奨学金貸与規則第18条第3項の規定により報告します。

## 記

指 定 医 療 機 関 の 名 称	
従 事 開 始 日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(指定医療機関以外の医療機関における従事終了日 年 月 日)</p>

添付書類 指定医療機関における従事開始日を記載した在職証明書

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第76号

特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則の一部を改正する規則

特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第6号中「あるため」の次に「指定医療機関の特定診療科において」を、「期間」の次に「（指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間（以下「特定診療科以外従事期間」という。）が通算して6月以上となる場合であって、特定診療科以外従事期間が通算して6月以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたとしにおける当該6月以上となる期間を含む。）」を、「」医師の業務に従事」の次に「（特定診療科以外従事期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したもののみならず。）」を加える。

第17条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（指定医療機関の特定診療科以外における従事に係る届出等）

**第18条** 被貸与者が、指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事しようとするときは、指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事する日の1月前までに特定診療科医師緊急養成奨学金特定診療科以外従事届出書（様式第11号）により知事に届け出なければならない。ただし、特定診療科以外従事期間が通算して6月以上となる場合には、指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事する日の1月前までに特定診療科医師緊急養成奨学金特定診療科以外従事申請書（様式第12号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 指定医療機関の長の指示により、被貸与者の従事の内容に変更があるときには、直ちに特定診療科医師緊急養成奨学金特定診療科以外従事変更届出書（様式第13号）により知事に届け出なければならない。ただし、被貸与者の特定診療科以外従事期間が通算して6月以上となる場合は、直ちに特定診療科医師緊急養成奨学金特定診療科以外従事変更申請書（様式第14号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 指定医療機関の特定診療科以外における被貸与者の従事が終了し、指定医療機関の特定診療科で従事を開始したときは、直ちに特定診療科医師緊急養成奨学金特定診療科以外従事終了報告書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

様式第10号の次に次の5様式を加える。

様式第11号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ㊟  
決定番号 ー

## 特定診療科医師緊急養成奨学金特定診療科以外従事届出書

下記のとおり、指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事することを指示されたので、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則第18条第1項の規定により届け出ます。

## 記

医療機関の住所及び名称	住所 名称
診療科の名称	
従事期間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

様式第12号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ④  
決定番号 ー

## 特定診療科医師緊急養成奨学金特定診療科以外従事申請書

下記のとおり、指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間が通算して6月以上となるため、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則第18条第1項ただし書の規定により承認の申請をします。

## 記

医療機関の住所及び名称	住所 名称
診 療 科 の 名 称	
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ④

## 様式第13号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

## 特定診療科医師緊急養成奨学金特定診療科以外従事変更届出書

下記のとおり、従事内容の変更を指示されたので、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則第18条第2項の規定により届け出ます。

## 記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
診 療 科 の 名 称	(変更前)  (変更後)
従 事 期 間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ⑩

## 様式第14号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ㊟  
決定番号 ー

## 特定診療科医師緊急養成奨学金特定診療科以外従事変更申請書

下記のとおり、従事内容の変更の指示をされ、指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間が通算して6月以上となるため、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則第18条第2項ただし書の規定により承認の申請をします。

## 記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
診 療 科 の 名 称	(変更前)  (変更後)
従 事 期 間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

様式第15号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

## 特定診療科医師緊急養成奨学金特定診療科以外従事終了報告書

下記のとおり、指定医療機関の特定診療科以外における従事が終了し、指定医療機関の特定診療科で従事を開始したので、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則第18条第3項の規定により報告します。

## 記

指 定 医 療 機 関 の 名 称	
診 療 科 の 名 称	
従 事 開 始 日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(指定医療機関以外の医療機関における従事終了日 年 月 日)</p>

添付書類 指定医療機関の特定診療科における従事開始日及び従事する診療科の名称を記載した在職証明書

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第77号

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則

研修医研修支援資金貸与規則（平成22年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「特定地域医療機関」の次に「（特定地域医療機関以外の指定医療機関において医師の業務に従事することについてやむを得ない事由があるとしてあらかじめ知事が認めた場合（貸付け後における事情の変更により特定地域医療機関以外の指定医療機関において医師の業務に従事することについてやむを得ない事由があるとして知事が認めた場合を含む。）における特定地域医療機関以外の指定医療機関（以下「特認指定医療機関」という。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第5条中「とし」を「（臨床研修2年目の者に対しては、1回）とし」に改め、後段を削る。

第12条第1項第4号中「あるため」の次に「指定医療機関において」を、「期間」の次に「（指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において後期研修を受ける期間（以下「指定医療機関以外後期研修期間」という。）が通算して6月以上となる場合であって、指定医療機関以外後期研修期間が通算して6月以上となることについてやむを得ない事由があるとき知事が認めたときにおける当該6月以上となる期間（第14条第1項第1号において「6月以上の指定医療機関以外後期研修期間」という。）を含む。）」を加え、「受けられない」を「受ける（指定医療機関以外後期研修期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定医療機関において後期研修を受けたものとみなす。第14条第1項第1号において同じ。） ことができない」に改め、同項第6号中「する。）」の次に「（特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）をもって計算するものとする。）」を、「ため、」の次に「特定地域医療機関において」を、「できなかった期間」の次に「（特定地域医療機関の長の指示により特定地域医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間がある場合であって、当該業務に従事する期間があることについてやむを得ない事由があるとき知事が認めたときにおける当該期間（第14条第1項第2号において「特定地域医療機関以外従事期間」という。）を含む。）」を、「除く。）」の次に「特定地域医療機関において」を加える。

第14条第1項第1号中「あるため」の次に「指定医療機関において」を、「期間」の次に「（6月以上の指定医療機関以外後期研修期間を含む。）」を加え、同項第2号中「する。）」の次に「（特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）をもって計算するものとする。）」を、「あるため」の次に「特定地域医療機関において」を、「期間」の次に「（特定地域医療機関以外従事期間を含む。）」を加える。

第15条第2項中「医師の業務に従事した期間」を「従事期間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）をもって計算するものとする。

第15条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 同一の月に特定地域医療機関（特認指定医療機関を除く。）において医師の業務に従事した期間（以下この項において「特定地域医療機関従事期間」という。）と特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間があるときは、その月は特定地域医療機関従事期間とみなす。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。



(指定医療機関以外の医療機関における後期研修に係る届出等)

**第18条** 臨床研修被貸与者が、指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関で後期研修を受けようとするときは、指定医療機関以外の医療機関で後期研修を受けようとする日の1月前までに研修医研修支援資金指定医療機関以外研修届出書(様式第11号)により知事に届け出なければならない。ただし、指定医療機関以外後期研修期間が通算して6月以上となる場合には、指定医療機関以外で後期研修を受けようとする日の1月前までに研修医研修支援資金指定医療機関以外研修申請書(様式第12号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 指定医療機関の長の指示により、臨床研修被貸与者の後期研修の内容に変更があるときは、直ちに研修医研修支援資金指定医療機関以外研修変更届出書(様式第13号)により知事に届け出なければならない。ただし、臨床研修被貸与者の指定医療機関以外後期研修期間が通算して6月以上となる場合は、直ちに研修医研修支援資金指定医療機関以外研修変更申請書(様式第14号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 指定医療機関以外の医療機関における臨床研修被貸与者の後期研修が終了し、指定医療機関で後期研修を開始したときは、直ちに研修医研修支援資金指定医療機関以外研修終了報告書(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

(特定地域医療機関以外の医療機関における従事に係る申請等)

**第19条** 後期研修被貸与者が、特定地域医療機関の長の指示により特定地域医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事しようとするときは、特定地域医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事しようとする日の1月前までに研修医研修支援資金特定地域医療機関以外従事申請書(様式第16号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 特定地域医療機関の長の指示により、後期研修被貸与者の従事の内容に変更があるときは、直ちに研修医研修支援資金特定地域医療機関以外従事変更申請書(様式第17号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 特定地域医療機関以外の医療機関における後期研修被貸与者の従事が終了し、特定地域医療機関で従事を開始したときは、直ちに研修医研修支援資金特定地域医療機関以外従事終了報告書(様式第18号)を知事に提出しなければならない。

様式第10号その2の次に次の8様式を加える。

様式第11号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ④  
決定番号 ー

## 研修医研修支援資金指定医療機関以外研修届出書（臨床研修被貸与者用）

下記のとおり、指定医療機関以外の医療機関で後期研修を受けることを指示されたので、研修医研修支援資金貸与規則第18条第1項の規定により届け出ます。

## 記

医療機関の住所及び名称	住所 名称
研 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
研修を受けることを指示した証明 ※指定医療機関の長記載欄	上記の医療機関における研修は、当院の後期研修プログラムに基づく研修である。  指 定 医 療 機 関 の 名 称 指 定 医 療 機 関 の 長 の 氏 名 ④

## 様式第12号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ㊟  
決定番号 ー

## 研修医研修支援資金指定医療機関以外研修申請書（臨床研修被貸与者用）

下記のとおり、指定医療機関以外の医療機関において後期研修を受ける期間が通算して6月以上となるため、研修医研修支援資金貸与規則第18条第1項ただし書の規定により承認の申請をします。

## 記

医療機関の住所及び名称	住所 名称
研 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
研修を受けることを指示した証明 ※指定医療機関の長記載欄	上記の医療機関における研修は、当院の後期研修プログラムに基づく研修である。  指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

## 様式第13号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ㊟  
決定番号 ー

## 研修医研修支援資金指定医療機関以外研修変更届出書（臨床研修被貸与者用）

下記のとおり、研修内容の変更を指示されたので、研修医研修支援資金貸与規則第18条第2項の規定により届け出ます。

## 記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
研 修 期 間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した証明 ※指定医療機関の長記載欄	上記の研修の変更は、当院の後期研修プログラムに基づくものである。  指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

## 様式第14号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ㊟  
決定番号 ー

## 研修医研修支援資金指定医療機関以外研修変更申請書（臨床研修被貸与者用）

下記のとおり、研修内容の変更の指示をされ、指定医療機関以外の医療機関において後期研修を受ける期間が通算して6月以上となるため、研修医研修支援資金貸与規則第18条第2項ただし書の規定により承認の申請をします。

## 記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
研 修 期 間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した証明 ※指定医療機関の長記載欄	上記の研修の変更は、当院の後期研修プログラムに基づくものである。  指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

様式第15号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

## 研修医研修支援資金指定医療機関以外研修終了報告書（臨床研修被貸与者用）

下記のとおり、指定医療機関以外の医療機関における後期研修が終了し、指定医療機関で後期研修を開始したので、研修医研修支援資金貸与規則第18条第3項の規定により報告します。

## 記

指 定 医 療 機 関 の 名 称	
従 事 開 始 日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">（指定医療機関以外の医療機関における研修終了日 年 月 日）</p>

添付書類 指定医療機関における研修開始日を記載した在職証明書

## 様式第16号（第19条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

## 研修医研修支援資金特定地域医療機関以外従事申請書（後期研修被貸与者用）

下記のとおり、特定地域医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事することを指示されたので、研修医研修支援資金貸与規則第19条第1項の規定により承認の申請をします。

## 記

医療機関の住所及び名称	住所 名称
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※特定地域医療機関の長記載欄	<p style="text-align: center;">特定地域医療機関の名称 特定地域医療機関の長の氏名 ⑩</p>

## 様式第17号（第19条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

## 研修医研修支援資金特定地域医療機関以外従事変更申請書（後期研修被貸与者用）

下記のとおり、従事内容の変更の指示を受けたので、研修医研修支援資金貸与規則第19条第2項の規定により承認の申請をします。

## 記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
従 事 期 間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※特定地域医療機関の長記 載欄	特定地域医療機関の名称 特定地域医療機関の長の氏名 ⑩



## 様式第18号（第19条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
 本人 氏 名 ⑩  
 決定番号 ー

## 研修医研修支援資金特定地域医療機関以外従事終了報告書（臨床研修被貸与者用）

下記のとおり、特定地域医療機関以外の医療機関における従事が終了し、特定地域医療機関で従事を開始したの  
 で、研修医研修支援資金貸与規則第19条第3項の規定により報告します。

## 記

特定地域医療機関の名称	
従 事 開 始 日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">（特定地域医療機関以外の医療機関における従事終了日 年 月 日）</p>

添付書類 特定地域医療機関における従事開始日を記載した在職証明書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。